

令和5年度東海テレビ福祉文化事業団からの寄付金 配分要項

1. 趣 旨

東海テレビ福祉文化事業団からの本会への寄付金については、地域における子ども食堂の活動を支援したいという寄付者の意思に基づき、県内の子ども食堂を運営する団体に対し配分を行う。

2. 配分対象

子ども食堂運営団体

(自治体及び株式会社等営利団体が運営するものを除く。)

3. 対象事業

①子ども食堂の活動に必要な経費(食材購入費・活動場所賃借料など)

②調理機器、厨房機器等備品・設備整備事業

ただし、事業費総額が5万円以上の事業に限る。

(①②の組み合わせも可)

4. 配 分 額

一団体当たり50,000円(定額)

5. 事業実施年度

令和5年度

6. 寄 付 者

東海テレビ福祉文化事業団

名古屋市東区東桜1-14-27

7. 実施主体

社会福祉法人岐阜県共同募金会